4　この省令において、「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び連結キャッシュ・フロー計算書をいう。

5　この省令において、「勘定別情報」とは、連結財務諸表の作成が必要な場合に、当該連結財務諸表とは別に連結貸借対照表及び連結損益計算書に関して勘定毎に作成された情報をいう。

6　この省令において、「共通経費等」とは、費用又は収益であって、次条に定める勘定のうち一の勘定において経理すべき事項が他の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるものをいう。

7～10　（略）

11　この省令において、「交付国債」とは、法附則第三条第二項の規定により政府より交付される国債をいう。

（勘定区分）

第二条の二　法第二十条の二の規定により設ける勘定は、次に掲げる勘定とする。

一　法第二十条の二第一号に掲げる業務に係る勘定　一般勘定

二　法第二十条の二第二号に掲げる業務に係る勘定　特別勘定

第三条・第四条　（略）

（財務諸表の様式）

第五条　会社は、別表第一の様式により財務諸表及び勘定別財務諸表を、別表第二の様式により連結財務諸表をそれぞれ作成しなければならない。

（新設）

2～5　（略）

（新設）

第三条・第四条　（略）

（財務諸表の様式）

第五条　会社は、別表第一の様式により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書を、別表第二の様式により連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び連結キャッシュ・フロー計算書をそれぞれ作成しなければならない。

（勘定別情報の作成）

第六条　会社が連結財務諸表を作成したときは、別表第三の様式に定めるところにより、勘定別情報を注記しなければならない。

（区分経理に係る会計処理の原則）

第七条　会社は、次に掲げる原則によって勘定別財務諸表を作成しなければならない。

一　同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として会社において統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を適用してはならないこと。

二　各勘定の費用及び収益は、各勘定が経理すべき業務に基づき合理的に帰属させ、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならないこと。

（共通経費等の配賦原則）

第八条　会社は、共通経費等であるため、一の勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該共通経費等については、経済産業大臣の承認を受けて定める基準（以下この条において「配賦基準」という。）に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。

2　配賦基準は、毎期継続して適用するものとし、みだりに変更してはならないものとする。

3　会社は、共通経費等を経理する場合は、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

4　会社は、配賦基準を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

5　配賦基準を変更した場合は、変更された配賦基準の内容、変更した理由及び当該変更が勘定別財務諸表に与えている影響の内容を当該勘定別財務諸表に注記しなければならない。

第九条・第十条　（略）

（新設）

（新設）

第六条・第七条　（略）